

8 水漁第 64 号  
令和 8 年 4 月 10 日  
水産庁長官

中東情勢に伴う輸入割当ての対象外となる養殖用の活のかんぱち稚魚の  
確認に係る措置について

中東情勢に伴い、本年の養殖用の活のかんぱち稚魚を運搬する船舶の燃料の補給に目詰まりが生じており、その解消に向けて、経済産業省と連携して対応しているところである。仮に時期の遅れにより、稚魚が大きくなっても、事業者の方々に不利益が生じないよう、「活のかんぱち稚魚の養殖用の確認について」（平成 24 年 5 月 8 日付け 24 水漁第 248 号水産庁長官通知。以下「水産庁通知」という。）に基づき行われる輸入割当ての対象外となる養殖用の活のかんぱち稚魚の確認書の申請及び発給等については、本通知が適用される間は、下記により取り扱うこととし、令和 8 年 4 月 11 日から適用する。

記

- 1 確認の対象となる活のかんぱち稚魚について  
水産庁通知 3 前段に規定する確認の対象となる活のかんぱち稚魚について、「30cm」とあるのは「50cm」と、「7月 31 日まで」とあるのは「12 月 31 日まで」と読み替えるものとする。
- 2 確認書の発給について  
水産庁通知 5 後段に規定する確認書の発給について、「30cm」とあるのは「50cm」と読み替えるものとする。
- 3 水産庁通知の各別紙様式について  
水産庁通知の各別紙様式中「30cm」とあるのは「50cm」と、「7月 31 日まで」とあるのは「12 月 31 日まで」と読み替えるものとする。
- 4 適用期間  
上記措置の適用は、令和 8 年 12 月 31 日までとする。

以上